

東京農工大学大学院農学研究院運営規則の一部改正

現 行	改正案	改正理由
<p>(運営委員会) 第6条 農学研究院に置く農学研究院運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 中期計画及び年度計画の実施に関する事項 (2) 研究に係る中期目標、中期計画、自己点検評価(業績評価項目の策定、自己評価の実施)及び外部評価に関する事項 (3) 農学研究院の規則、規程等の制定及び改廃に関する事項 (4) 農学研究院の教員配置に関する事項 (5) その他研究院長が必要と認めた事項 (6) 次条に定める教授会から委任された事項</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究院長 (2) 副院長 (3) 農学府副府長 (4) 部門長 (5) <u>国立大学法人東京農工大学組織運営規則第11条に規定する農学部附属施設の長</u> (6) その他研究院長が必要と認めた者</p> <p>3～9 省略</p> <p>(教授会) 第7条 農学研究院に置く農学研究院教授会(以下「教授会」という。)は、組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 2～8 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9 その他教授会について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(運営委員会) 第6条 省略</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究院長 (2) 副院長 (3) 農学府副府長 (4) 部門長 (5) <u>東京農工大学大学院農学府・農学部運営規則第9条の2に規定するフロンティア農学教育研究機構の運営委員会から選出された者1名</u> (6) その他研究院長が必要と認めた者</p> <p>3～9 省略</p> <p>(教授会) 第7条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 <u>教授会は、原則として、毎月1回開催(8月を除く。)し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</u></p> <p>10 その他教授会について必要な事項は、別に定める。</p>	

附 則 (令和元年10月1日農規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。